

富山県安全なまちづくり条例の主なポイント

1 推進体制の整備

●富山県安全なまちづくり推進本部の設置（平成17年4月）

- ・県、市町村、警察、地域団体、事業者団体、有識者等で構成される推進組織を設置し、安全なまちづくりに関する総合的な施策を推進します。



2 自主防犯活動の推進等

●自主防犯活動に対する支援

- ・県民や事業者による自主防犯活動を推進するため、情報の提供や助言等を行います。

●自主防犯団体に対する支援

- ・自主防犯活動を行う団体に対して、適切で効果的な活動となるよう情報提供や助言等を行います。



3 安全なまちづくり推進センターの指定

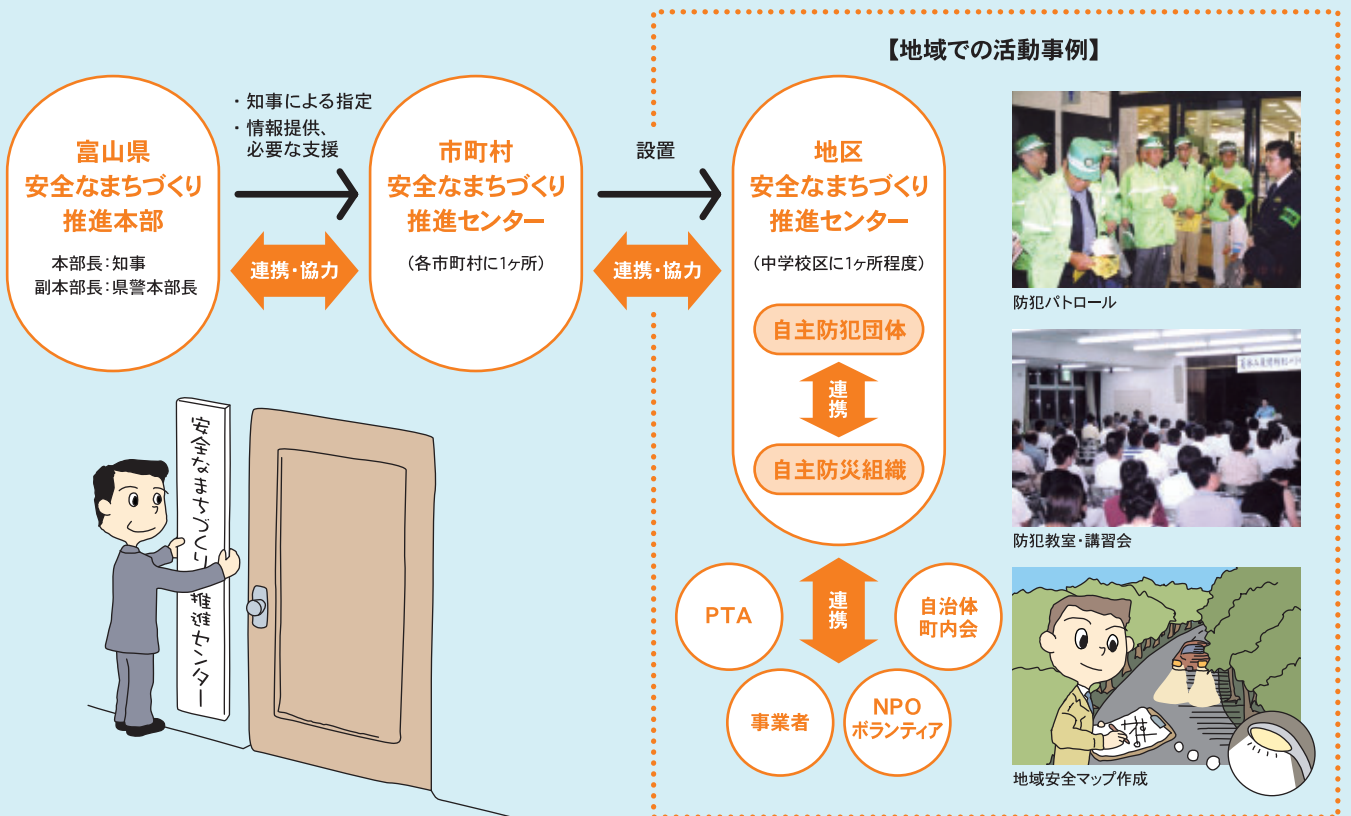
●安全なまちづくり推進センターの指定（平成17年10月）

- ・自主防犯団体と自主防災組織との連携による安全なまちづくり活動を推進すると認められる団体を、「安全なまちづくり推進センター」として指定します。（各市町村に1ヶ所）
- ・推進センターに対して、情報提供や助言等を行います。

4 自主防犯団体と自主防災組織の連携

●自主防犯団体と自主防災組織との連携

- ・自主防犯団体と自主防災組織が連携して、安全なまちづくりを推進していきます。
- ・自主防犯団体と自主防災組織との連携を図るため、情報提供や助言等を行います。



5 普及啓発・情報提供等

●普及啓発・情報提供

- ・安全なまちづくりに関する活動への参加が促進されるよう普及啓発を行います。
- ・県民や事業者に対して、安全の確保（振り込め詐欺や拉致問題等）に関する情報提供や助言等を行います。

●安全なまちづくりの日の設定

- ・毎年10月11日を安全なまちづくりの日とし、県民の防犯意識の高揚や県民参加の安全なまちづくりの推進を図ります。

●顕彰

- ・安全なまちづくりに功績のあった個人・団体や優良な事例の顕彰に努めます。

6 青色回転灯装備自動車による防犯活動に対する支援

- ・青色回転灯を装備する自動車による防犯活動を行う団体等に対して、情報の提供や助言等を行います。



7 犯罪の防止に配慮した環境の整備

●犯罪の防止に配慮した住宅等の普及

- ・犯罪の防止に配慮した住宅、道路・公園・駐車場の普及に努めます。

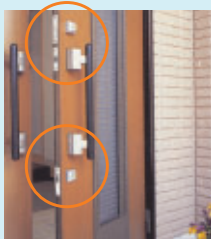


●指針の策定・公表（平成17年10月施行）

- ・住宅・住宅団地、道路・公園・駐車場、学校・通学路、観光施設に関する防犯上の指針を策定し、公表します。

●指針の内容

住宅・住宅団地における防犯性の向上のための指針



2ロックの玄関ドア



防犯ポーチライト

道路・公園・駐車場における防犯性の向上のための指針



自動ゲートや照明が設置された駐車場



周囲から見通しのよい公園

学校・通学路における児童の安全の確保のための指針

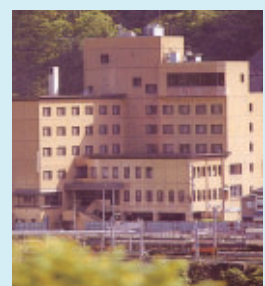


地域ぐるみの防犯活動



学校安全パトロール隊

観光施設における安全の確保のための指針



宿泊施設利用者に対する安全対策

●防犯性の向上のための情報提供等

- ・住宅の建築主、金融機関、深夜営業小売店舗等に対して、情報提供や助言等を行います。

●空地・空家における犯罪の防止のための措置

- ・空地・空家の所有者や管理者は、犯罪を防止するための必要な措置を行うよう努めます。



●教育の推進

- ・児童等の安全の確保に関する教育の推進に努めます。